インターンシップを計画している方へ

HWIP のインターンシップとして単位と認定するにあたり、履修生にはレポートの提出を求めています。また、レポートの内容としては、知財に関わる情報など、秘匿する義務がある秘密情報の掲載は求めていません。しかし、履修生が判断を間違うことで、法的な問題に発展する可能性があります。そこで、下記の点に関して十分に注意して、インターンシップ先と相談・合意をとってください。

- HWIP にレポートを提出する必要が有ること
  - ホームページ上にレポートの様式が置かれていますが、どのような内容を記載する必要があるかを説明してください。
  - 説明が不十分であったために、レポートが提出できない場合には、単位が認定できない場合があります。
- レポートにはホームページなどで公開される ”体験記” が含まれること
  - 公開を目的とした内容であるため、体験記には秘密情報を一切記載しないことを HWIP は求めています。
  - 一方で、履修生のミスにより秘密情報が含まれると大きな問題に発展しかねないため、体験記に関しては、履修生自身の判断だけで作成・提出するのではなく、可能な限り先方の判断を仰ぎ、その可否を連絡してください。
- レポートの内容について利用範囲と内容の確認
  - HWIP ではレポートの ”研修内容” の項目に関しては、単位の認定など学生の指導に関わるものにしか用いません。
  - インターンシップ先から、上記内容について HWIP とインターンシップ先との間での書面による確認などを求められた場合は、HWIP 事務局に連絡してください。
  - なお、HWIP はインターンシップ先との関係としては第三者であり、基本的に秘密情報を漏らしてはいけない対象であることを認識してください。すなわち、レポートに秘密情報を記載する必要は一切ありません。
- 手続き、経費などに関する相談
  - 滞在費、旅費などの費用について、HWIP としてサポートできるものに関してはサポートしますが、履修生だけでの判断は難しいと思いますので、早めに HWIP 事務局まで連絡してください。
    - 往復交通費・宿泊費・日当・アルバイト給与 についての先方の考えを先に明らかにしておいて貰えるとスムースに手続きができると思います。
  - (例えば、大阪大学教員と共同研究を実施している企業でインターンシップを実施するため、知財関係の取り決め・手続きが必要であるなどの理由で) インターンシップを行うにあたり HWIP としての対応が必要な場合は、HWIP 事務局に連絡してください。